

愛知県道路交通法施行細則改正平成26年4月1日施行

○ ～「運転者の遵守事項」道路条件を削除～

- ・ 傘さし運転
- ・ 運転の妨げとなる衣服等着用違反

「交通頻繁な道路」の制限を削除
(交通閑散な場合であっても、被害者保護だけでなく、運転者自身の安全も確保する趣旨)



5万円以下の罰金

○ ～警音器の備え付けを規定～

- ・ 警音器を備えていない自転車の運転禁止

軽車両の中でも「普通の自転車」について規定されていなかったものを補填



5万円以下の罰金

○ ～けん引するリヤカーの積載重量を制限～

- ・ けん引されるリヤカーの積載重量を規定 (120kg以下)

制限が規定されていなかった
(原動機付自転車と同様の重量)

6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金